

鳥栖・三養基西部環境施設組合分別収集計画

令和元年 7月 1日

鳥栖・三養基西部環境施設組合

## 鳥栖・三養基西部環境施設組合分別収集計画

### 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込み(法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込みの算定方法	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	9
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	12
	○現有施設の整備状況概要	15
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	15